

マイナンバーカードの保険証利用について

- 健康保険証として利用いただけます。

(健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証・高齢受給者証・後期高齢医療受給者証の確認)
- 各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・介護保険証・特定疾病療養受療証 等）の確認はマイナンバーカードで行うことができないため、ご持参ください。
- 当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関となっています。）
- 正確な情報と取得・活用するため、マイナンバー保険証の利用にご協力をお願い致します。

※マイナンバーカードの保険証利用に関する詳細は、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について）（厚生労働省サイトへ）](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html